

神奈川県行政書士会旅費規程

(支給の対象基準)

第 1 条 この規程は、神奈川県行政書士会（以下「本会」という。）の会務のため、各部会、各委員会、理事会、正副会長会に出席した者に支給する日当及び交通費の支給方法を定めるものである。

(取扱いの範囲)

第 2 条 前条の適用基準は、会議に出席した役員及び会務のため会長の意を受けて出張する会員の旅費日当及び宿泊料を適用の基準におく。支給額は神奈川県行政書士会会則施行規則（以下「規則」という。）別表による。

(支給算定と精算の報告)

第 3 条 旅費の支給方法と制約は、規則第 20 条・第 21 条・第 22 条・第 23 条（別表を含む。）を適用する。

- 2 旅費は通貨をもって直接本人に支給する。
- 3 仮払いを受けた旅費は、帰着後 5 日以内に精算するとともに、その使用内訳報告書を経理部に提出する。

(競合の場合の不支給)

第 4 条 日本行政書士会連合会（以下「連合会」という。）が開催する役員会及び理事会に出席する構成員に対する旅費については、連合会の支給基準に則り、支給を受けた場合には、本会はその支給をしない。

- 2 日本行政書士会連合会地方協議会（以下「協議会」という。）の開催する役員会に出席する構成員に対する旅費については、協議会の支給基準に則り、支給を受けた場合には、本会はその支給をしない。
- 3 但し、前記 1 項、2 項中、連合会、又は協議会の旅費規程の適用外のもので、且つこれらの会議に出席する構成員ならびに本会の会長の要請を受けて出張、若しくは出席する者については、規則別表により旅費日当宿泊料を支給する。

(旅費の金額)

第 5 条 旅費は規則第 18 条別表 2 の定める金額とし、出張者の事務所から目的地までの通常の交通機関を利用した費用の往復とする。

- 2 出張の目的である事柄が 2 以上ある場合においては、出張先が同一であるとき、その旅費の重複支給はしない。

(みなし支給)

第 6 条 出張者が出張の途中やむを得ない事故、又は事由の発生により、出張の目的が達せられず引き返したときも、これを出張とみなし、正規の旅費を支給する。ただし、本条又は前条項の規定は、連合会及び協議会の開催される会議で、両会の旅費規程の適用を除外された者に対しての支給とする。

(本会役員及び各委員に対する適用則)

第 7 条 前条以外の本会役員会及び委員会に出席した者、並びに会長の指名により、特別に出席した会員に対しては、規則別表を適用のうえ支給する。

附 則

この規程は、昭和 51 年 8 月 14 日より施行する。

附 則

この規程は、昭和63年3月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年2月16日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年8月1日から施行する。